

# 鑑定書

## 結論

株式会社アイビーティジェイの固まるパック処方は、特許第4589432号、特許第4595058号、特許第4659980号、特許第5164438号の技術的範囲に属さない。

## 理由

### 1. 鑑定の趣旨

本鑑定の趣旨は、株式会社アイビーティジェイの固まるパック処方（以下、「イ号物件」という。）は、特許第4589432号、特許第4595058号、特許第4659980号、特許第5164438号の技術的範囲に属さないことを明らかにするものである。

### 2. イ号物件

#### （1） 固まるパック処方について

イ号物件の処方を示した添付書類1の記載によれば、イ号物件はA剤及びB剤からなることが記載されている。

添付書類1の記載によれば、A剤が  
グルコノラクトン  
ブチレングリコール  
スクワラン  
キサンタンガム  
アスコルビン酸ナトリウム  
水  
である旨示されている。

添付書類1の記載によれば、B剤が、  
ブチレングリコール  
アルギン酸ナトリウム  
炭酸マグネシウム  
加水分解コラーゲン  
セラミド1  
セラミド3  
セラミド6II  
クダモノトケイソウ果実エキス  
クズ根エキス

クロレラエキス  
キサンタンガム  
塩化カルシウム  
フィトスフィンゴシン  
コレステロール  
ラウロイル乳酸ナトリウム  
カルボマー  
フェノキシエタノール  
オレンジ油  
酸化チタン  
酸化鉄<赤>  
酸化鉄<黄>  
アルミナ  
シリカ  
水

である旨示されている。

## (2) 当業者にとって周知な事実について

アスコルビン酸ナトリウム、スクワラン、ブチレングリコール、加水分解コラーゲン、セラミド1、セラミド3、セラミド6II、クロレラエキス、アロエペラ葉エキス、フィトスフィンゴシン、コレステロールを保湿剤として用いることは、化粧品業界において周知であることは明らかである。

アルギン酸ナトリウム、炭酸マグネシウム、塩化カルシウム、カルボマーをゲル化剤・増粘剤として用いることは、化粧品業界において周知であることは明らかである。

クダモノトケイソウ果実エキスをすみ改善・リンパ管形成促進のために用いることは、化粧品業界において周知であることは明らかである。

クズ根エキスを、しわ・たるみ予防に用いることは、化粧品業界において周知であることは明らかである。

ラウロイル乳酸ナトリウムを乳化剤として用いることは、化粧品業界において周知であることは明らかである。

フェノキシエタノールを防腐剤として用いることは、化粧品業界において周知であることは明らかである。

オレンジ油を芳香剤として用いることは、化粧品業界において周知であることは明らかである。

酸化チタン、酸化鉄、アルミナ、シリカを顔料として用いることは、化粧品業界において周知であることは明らかである。

A剤は、キサンタンガム及び水を含むことからジェル状の粘性物であることは明らかである。

B剤は、炭酸マグネシウム、塩化カルシウム、カルボマー及び水を含むことからジェル状の粘性物であることは明らかである。

### (3) イ号物件について

従って、添付書類1及び当業者にとって自明な事項を総合し、イ号物件は、その構成を符号を付して分説して記載すると次のとおりである。

(イ1) 加水分解されて酸を生じる物質としてグルコノラクトン、

保湿剤としてブチレングリコール、スクワラン及びアスコルビン酸ナトリウム、

ゲル化剤としてキサンタンガム、

水、

からなるジェルであるA剤と、

(イ2) ゲル化剤及び炭酸塩として炭酸マグネシウム、

ゲル化剤として塩化カルシウム、アルギン酸ナトリウム及びカルボマー

保湿剤としてブチレングリコール、加水分解コラーゲン、セラミド1、セラミド3、セラミド6II、クロレラエキス、アスエベラ葉エキス、フィトスフィンゴシン及びコレステロール、

くすみ改善・リンパ管形成促進としてクダモノトケイソウ果実エキス、

シワ・たるみ対策としてクズ根エキス、

増粘剤としてキサンタンガム、

乳化剤としてラウロイル乳酸ナトリウム、

芳香剤としてオレンジ油、

顔料として酸化チタン、酸化鉄<赤>、酸化鉄<黄>、アルミナ、シリカ、

水、

からなるジェルであるB剤からなり、

(イ3) A剤をB剤と混合することにより二酸化炭素を発生するパック剤として使用可能な外用剤調製用組成物。

## 3. 対象特許

### (1) 特許第4589432号について

特許第4589432号は、特許明細書及び図面の記載からみて、特許請求の範囲の請求項1に記載された事項により特定されるとおりのものであり、その構成を符号を付して分説して記載すると次のとおりである。

(特1-1) 水溶性酸、増粘剤として加工澱粉、デキストリン、馬鈴薯澱粉、トウモロコシ澱粉、キサンタンガム及びヒドロキシプロピルセルロースから選択される1種又は2種以上、この増粘剤とは別の物質である水溶性分散剤として乳糖、白糖、D-マンニトール、及び尿素から選択される1種又は2種以上を必須成分とし、前記増粘剤が前記水溶性酸及び前記水溶性分散剤と混合されている粒状物と、

(特1-2) 炭酸塩、水、増粘剤を必須成分とし、使用時に前記粒状物と混合する粘性組成物とを含み、

(特1-3) 前記粒状物全体に対して前記水溶性酸が2-50重量%、前記増粘剤が10-40重量%、前記水溶性分散剤が30-85重量%であり、前記粘性組成物全体に対して炭酸塩が0.1-10重量%、水が70-97.5重量%、前記粘性組成物の増粘剤が0.5-20重量%であり、前記粒状物と粘性組成物との重量比が1:10-40であることを特徴とする二酸化炭素外用剤調製用組成物。

## (2) 特許第4595058号について

特許第4595058号は、特許明細書及び図面の記載からみて、特許請求の範囲の請求項1に記載された事項により特定されるとおりのものであり、その構成を符号を付して分説して記載すると次のとおりである。

(特2-1) 加水分解されて酸を生じる物質、炭酸塩、増粘剤、水、カルシウムイオンによってゲル化するゲル化剤、及び水不溶性又は水難溶性カルシウム塩を必須成分とする二酸化炭素外用剤調製用組成物であって、

(特2-2) 前記加水分解されて酸を生じる物質が、結晶状態のラクトン、有機酸の環状二量体及び、酸無水物から選ばれる1種又は2種以上であり、

(特2-3) 前記結晶状態のラクトンが、グルコノデルタラクトン及びパントラクトンであり、

(特2-4) 前記有機酸の環状二量体が、D,L-又はL-ラクチド(3,6-ジメチル-1,4-ジオキサン-2,5ジオン)及びD,L-又はL-グリコリドであり、

(特2-5) 前記酸無水物が、無水フタル酸、無水マレイン酸、及び無水コハク酸であり、

(特2-6) 前記カルシウムイオンによってゲル化するゲル化剤が、アルギン酸ナトリウム、カラゲニン、タラガム及び、ローカストビーンガムから選ばれる1種又は2種以上であり、

(特2-7) 必須成分の配合比率が、二酸化炭素外用剤調製用組成物全量に対して、加水分解されて酸を生じる物質0.5-40質量%、炭酸塩0.1-10質量%、増粘剤0.5-10質量%、水40-95質量%、ゲル化剤0.5-10質量%、水不溶性又は水難溶性カルシウム塩0.1-5質量%である、二酸化炭素外用剤調製用組成物。

## (3) 特許第4659980号について

特許第4659980号は、特許明細書及び図面の記載からみて、特許請求の範囲の請求項1に記載された事項により特定されるとおりのものであり、その構成を符号を付して分説して記載すると次のとおりである。

(特3-1) 部分肥満改善用化粧料、或いは水虫、アトピー性皮膚炎又は褥創の治療用医薬組成物として使用される二酸化炭素含有粘性組成物を得るためのキットであって、

(特3-2) 1)炭酸塩及びアルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物と、酸を含む顆粒(細粒、粉末)剤の組み合わせ;又は

(特3-3) 2)炭酸塩及び酸を含む複合顆粒(細粒、粉末)剤と、アルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物の組み合わせ  
からなり、

(特3-4) 含水粘性組成物が、二酸化炭素を気泡状で保持できるものであることを特徴とする、

(特3-5) 含水粘性組成物中で炭酸塩と酸を反応させることにより気泡状の二酸化炭素を含有する前記二酸化炭素含有粘性組成物を得ることができるキット。

#### (4) 特許第5164438号について

特許第5164438号は、特許明細書及び図面の記載からみて、特許請求の範囲の請求項1に記載された事項により特定されるとおりのものであり、その構成を符号を付して分説して記載すると次のとおりである。

(特4-1) 水、増粘剤及び炭酸塩を含有する塩基性組成物と、

(特4-2) 塩基性組成物に含まれる炭酸塩のモル数に対して少なくとも10%以上の酸を含有する顆粒剤である二酸化炭素発生補助剤(I)とからなり、

(特4-3) 前記塩基性組成物の流動性が、表面が滑らかな長さ40cmのガラス板の端に、その1gを直径1cmの円盤状に塗り、その円盤が上に来るよう水平面に対して60度の角度で立てたとき、5秒後の円盤の移動距離が30cm以内である、

(特4-4) 気泡状の二酸化炭素を保持して持続的に経皮・経粘膜吸収させることができる二酸化炭素 経皮・経粘膜吸収用組成物の製造キット。

### 4. 対比・判断

#### (1) 特許第4589432号について

イ号物件が特許発明に係る構成要件を充足するか否かについて、以下に対比・判断する。

イ号物件のA剤は水溶性分散剤を備えないのに対し、特許発明の粒状物は、この増粘剤とは別の物質である水溶性分散剤として乳糖、白糖、D-マンニトール、及び尿素から選択される1種又は2種以上を必須成分とする点で相違する。

上記相違点について検討する。

これに対し、特許発明は粒状物と粘性組成物を混合させる為、粒状物を粘性組成物に分散して反応させるべく水溶性分散剤を必須成分としているが、イ号物件ではジェルであるA剤とB剤を混合することにより二酸化炭素を発生させるパック剤であり、ジェルとジェルを混合させることから水溶性分散剤を原理的に必要としない。

したがって、イ号発明に記載のA剤は特許発明の構成要件(特1-1)を充足しない。

さらに、本件発明において均等論などの拡張解釈が介在する余地がないことを、特許の出願過程において特許権者によってなされた主張に基づいて確認する。

特許権者は、平成21年9月4日付意見書において「即ち、本発明組成物に含まれる個々の成分そのものはいずれも公知のものですが、本願発明の構成、特に粒状物中に配合された特定の水溶性分散剤は二酸化炭素外用剤を調製した場合極めて優れた効果を発揮します。参考までに請求項1に係る組成物を〔表1〕にまとめました。

当該証明書に記載したとおり、本発明組成物を用いて二酸化炭素外用剤を調製すると粒状物が粘性組成物中に均一に分散し、速やかに崩壊（溶解）し、その結果当該粒状物からの酸の放出と拡散が良好であって、当該粘性組成物中で炭酸塩と速やかに反応して、二酸化炭素を速やかに発生することができます。得られた外用剤は被験者において顕著かつ持続的な皮膚の発赤を生じさせたことが確認できました。これは二酸化炭素が効率的に経皮吸収されて血管拡張が生じた結果、皮膚が赤みを帯びた反応であると理解することができます。

一方、引例の二酸化炭素経皮・経粘膜吸収用組成物において、酸の顆粒剤（本願の粒状物に相当）は塩基性組成物（本願の粘性組成物に相当）に混合しても均一に分散せず、ダメもしくはままこができ、また、崩壊（溶解）が不十分でした。その結果、酸の放出と拡散が不十分になるため、炭酸塩との反応による二酸化炭素の発生は不十分となり、しかも、二酸化炭素の発生が酸の顆粒剤の周囲に限定されたため、血管拡張作用を表す皮膚の発赤が斑状になり、効果が限定的であることが分かります。

表1

粒状物	水溶性酸 2～50%	特に限定なし (例: リンゴ酸、クエン酸等)
	増粘剤 10～40%	加工澱粉、デキストリン、馬鈴薯澱粉、トウモロコシ澱粉、キサンタンガムおよびヒドロキシプロピルセルロースから選択される1種以上
	水溶性分散剤 30～85%	乳糖、白糖、D-マンニトール、果糖、蔗糖および尿素から選択される1種以上
粘性組成物	炭酸塩 0.1%～10%	特に限定なし (例: 炭酸水素ナトリウム)
	水 70～97.5%	特に限定なし
	増粘剤 0.5%～20%	特に限定なし (例: アルギン酸Na、キサンタンガム、カルボキシメチルスターーチNa等)

と主張している。

すなわち、先行技術文献との対比において、粒状物と粘性組成物の組み合わせであることを前提とした上で粒状物中に水溶性分散剤を必須の構成とすることで、ダメになることなく粒状物と粘性組成物を混合し二酸化炭素を発生させることができる顕著な効果があり、先行技術に対して技術的優位点を有することを主張している。

したがって、当該組み合わせとは異なるジェル剤とジェル剤の組み合わせ、さらには水溶性分散剤を含まない構成を意識的に除外していることは明らかであると認められる。

したがって、特許第4589432号の技術的範囲を解釈する際に、均等論によって、水溶性分散剤を含まないジェル剤とジェル剤の混合により二酸化炭素を発生させるイ号物件を技術的範囲に含むと解釈する余地は全くない。

ゆえに、イ号物件は本件特許発明の技術範囲に属さない。

## (2) 特許第4595058号について

イ号物件が特許発明に係る構成要件を充足するか否かについて、以下に対比・判断する。

イ号物件と特許発明を対比すると

イ号物件の「グルコノラクトン」が特許発明の「加水分解されて酸を生じる物質」に相当し、

イ号物件の「炭酸マグネシウム」が、特許発明の「炭酸塩」に相当し、

イ号物件の「ゲル化剤」が、特許発明の「カルシウムイオンによってゲル化するゲル化剤」に相当し、

特許発明では「水不溶性又は水難溶性カルシウム塩」を必須成分とするのに対し、イ号物件ではゲル化剤として水に容易に溶ける性質を備える「塩化カルシウム」を備える点で相違する。

すなわち、イ号物件は、特許発明の構成要件（特2-1）を充足しない。

さらに、本件発明において均等論などの拡張解釈が介在する余地がないことは、特許公報特許第4595058号の【0036】に、

「水溶性カルシウム塩を用いた場合には、加水分解されて酸を生じる物質と炭酸塩が反応して二酸化炭素を発生する速度よりも、ゲル化剤とカルシウムイオンが反応する速度が速くなつて、二酸化炭素外用剤が速く凝固する結果、二酸化炭素発生反応が途中で終了するおそれがあるため好ましくない。」と記載されており、特許権者が水溶性カルシウム塩を含む構成を意識的かつ明確に本件特許発明の技術的範囲から排除していることは明らかである。

したがって、特許第4595058号の技術的範囲を解釈する際に、均等論によって、水溶性カルシウム塩を含むイ号物件を技術的範囲に含むと解釈する余地は全くない。

ゆえに、イ号物件は本件特許発明の技術範囲に属さない。

(3) 特許第4659980号

イ号物件が特許発明に係わる構成要件を充足するか否かについて、以下に対比・判断する。

イ号物件と特許発明を対比すると、

イ号物件の「A剤とB剤を混合することにより二酸化炭素を発生するパック」が特許発明の「含水粘性組成物中で炭酸塩と酸を反応させることにより気泡状の二酸化炭素を含有する前記二酸化炭素含有粘性組成物」に相当し、

イ号物件のA剤に含まれるグルコノラクトンは、同じくA剤に含まれる水により加水分解されて酸を生じるから、当該酸が特許発明の「酸」に相当し、

イ号物件に記載の炭酸マグネシウムが特許発明の「炭酸塩」に相当。

イ号物件に記載のアルギン酸ナトリウムが特許発明の「アルギン酸ナトリウム」に相当。

イ号物件に記載の「ジェル」が特許発明の「含水粘性組成物」に相当し、

イ号物件ではジェル状のA剤とジェル状のB剤を混合するのに対し、特許発明では、1)の場合では「酸を含む顆粒」と「炭酸塩及び酸を含む複合顆粒(細粒、粉末)剤」と「アルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物」との組み合わせである点で相違する。

すなわち、イ号物件は、特許権発明の構成要件(特3-2)及び(特3-3)のいずれも充足しない。

さらに、本件発明において均等論などの拡張解釈が介在する余地がないことを、特許の出願過程において特許権者によってなされた主張に基づいて確認する。

特許第4659980号は

- 「1)炭酸塩含有含水粘性組成物と酸の組み合わせ;  
2)酸含有含水粘性組成物と炭酸塩の組み合わせ;  
3)炭酸塩含有含水粘性組成物と酸の顆粒(細粒、粉末)剤の組み合わせ;  
4)酸含有含水粘性組成物と炭酸塩の顆粒(細粒、粉末)剤の組み合わせ;  
5)炭酸塩含有含水粘性組成物と酸含有含水粘性組成物の組み合わせ;  
6)炭酸塩と酸の複合顆粒(細粒、粉末)剤と含水粘性組成物の組み合わせ;  
7)炭酸塩含有含水粘性組成物と酸含有シートの組み合わせ;  
8)酸含有含水粘性組成物と炭酸塩含有シートの組み合わせ;  
9)炭酸塩と酸と含水粘性組成物の組み合わせ;又は  
10)含水粘性組成物と、炭酸塩と酸の複合顆粒(細粒、粉末)剤含有シートの組み合わせ;」  
の10通りの組み合わせを、その請求の範囲としたが、平成22年9月6日に提出された手続  
補正書によって、

「1) 炭酸塩及びアルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物と、酸及び増粘剤を含む顆粒（細粒、粉末）剤の組み合わせ；又は  
2) 炭酸塩、酸、及び増粘剤を含む複合顆粒（細粒、粉末）剤と含水粘性組成物の組み合わせ」  
へと限定する形で補正されている。

さらに同日である平成26年9月6日付意見書において、  
「更に、文献1には、酸含有粘性組成物と炭酸塩含有粘性組成物との組合せを開示しているに過ぎず、「炭酸塩及びアルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物と、酸の顆粒（細粒、粉末）剤の組合せ」、並びに「炭酸塩と酸の複合顆粒（細粒、粉末）剤と、アルギン酸ナトリウムを含有する含水粘性組成物の組合せ」については示唆すらありません。

文献1が開示するように、使用時に、酸含有粘性組成物と炭酸塩含有粘性組成物とを混合する場合、粘性のある流体同士が混ざり難いため、簡便且つ均一に両者を混合することが困難であり、その結果、二酸化炭素の不十分または不均一な発生を招いてしまいます。これに対して、本願発明では、含水粘性組成物と顆粒を混合するように設計されており、粘性のある流体と固体との均一な混合は、簡便に行うことができるので、使用時に両者の均一な混合が容易であり、二酸化炭素を十分且つ均一に発生させることができます。

更に、文献1が開示するように、酸含有粘性組成物と炭酸塩含有粘性組成物では、酸及び炭酸塩が粘性組成物で既に溶解した状態で存在しているため、両者が混合されると、含水粘性組成物の保持能を超えた多量の二酸化炭素の気泡が直ちに発生し、その結果、大気に二酸化炭素が拡散されて、十分量の二酸化炭素を皮膚に浸透させることができなくなります。これに対して、本願発明のように、酸の顆粒或いは酸と炭酸塩の顆粒を含水粘性組成物中で混合すると、顆粒中の酸或いは酸と炭酸塩が含水粘性組成物中で徐放されますので、持続的に二酸化炭素を発生させることができます。本願発明では、このように持続的に二酸化炭素が発生できるように設計されており、含水粘性組成物から大量の二酸化炭素が持続的に皮膚に浸透し続けることが可能になっているのであります。」と主張している。

すなわち、含水粘性組成物と含水粘性組成物の組み合わせを特許請求の範囲から排除して、顆粒と含水粘性組成物の組み合わせに限定した上でその技術的優位点を主張している。したがって、特許権者が出願手続において、「含水粘性組成物と含水粘性組成物」の組み合わせを意識的に除外しているものと解されることはある。

したがって、特許第4659980号の技術的範囲を解釈する際に、均等論によって、含水性粘性組成物と含水性粘性組成物の組み合わせを技術的範囲に含むと解釈する余地はない。

ゆえに、イ号物件は特許第4659980号の技術範囲に属さない。

#### (4) 特許第5164438号について

イ号物件が特許発明に係る構成要件を充足するか否かについて、以下に対比・判断する。

イ号物件と特許発明を対比すると、

イ号物件の「A剤とB剤を混合することにより二酸化炭素を発生するパック」が特許発明の「気泡状の二酸化炭素を保持して持続的に経皮・経粘膜吸収させることができる二酸化炭素経皮・経粘膜吸収要組成物の製造キット」に相当し、

含水粘性組成物中で炭酸塩と酸を反応させることにより気泡状の二酸化炭素を含有する前記二酸化炭素含有粘性組成物」に相当し、

イ号物件のB剤が特許発明の「塩基性組成物」に相当し、

イ号物件のA剤に含まれるグルコノラクトンは、同じくA剤に含まれる水により加水分解されて酸を生じることから、当該酸が特許発明の二酸化炭素発生補助剤に含まれる「酸」に相当し、

イ号物件ではジェル状のA剤とジェル状のB剤を混合するのに対し、特許発明では、二酸化炭素発生補助剤が「顆粒剤」である点で相違する。

すなわち、イ号物件は、特許発明の構成要件（特4-2）を充足しない。

さらに、本件発明において均等論などの拡張解釈が介在する余地がないことを、特許の出願過程において特許権者によってなされた主張に基づいて確認する。

特許第5164438号は、

「水、増粘剤及び炭酸塩を含有する塩基性組成物と、塩基性組成物に含まれる炭酸塩のモル数に対して少なくとも10%以上の酸を含有する二酸化炭素発生補助剤（I）からなり、使用時にこれらを混合して得られた組成物の流動性が、表面が滑らかな長さ40cmのガラス板の端に、その1gを直径1cmの円盤状に塗り、その円盤が上に来るよう水平面に対して60度の角度で立てたとき、5秒後の円盤の移動距離が30cm以内である、二酸化炭素経皮・経粘膜吸収用組成物の製造キット。」

をその特許請求の範囲としていたが、平成23年1月18日に提出された手続補正書によつて、

「水、増粘剤及び炭酸塩を含有する塩基性組成物と、  
塩基性組成物に含まれる炭酸塩のモル数に対して少なくとも10%以上の酸を含有する顆粒剤である二酸化炭素発生補助剤（I）からなり、  
前記塩基性組成物の流動性が、表面が滑らかな長さ40cmのガラス板の端に、その1gを直径1cmの円盤状に塗り、その円盤が上に来るよう水平面に対して60度の角度で立てたとき、5秒後の円盤の移動距離が30cm以内である、  
二酸化炭素経皮・経粘膜吸収用組成物の製造キット。」  
と、二酸化炭素発生補助剤（I）が顆粒剤であることを限定する形で補正されている。

さらに平成23年6月2日付意見書において、

「文献1が開示するように、使用時に、粘性を備える含水組成物同士を混合する場合、粘

性のある流体同士は混ざり難いため、簡便且つ均一に両者を混合することが困難であり、その結果、二酸化炭素の不十分または不均一な発生を招いてしまいます。

これに対して、本願発明では、前述致しますように、「水及び増粘剤を含み、且つ特定の流動性を備える組成物」と「顆粒剤」との組み合わせであり、含水組成物（粘性のある流体）と顆粒剤（固体）を混合するように設計されています。このような粘性のある流体と固体との均一な混合は、簡便に行うことができるので、本願発明の製造キットでは、使用時に、酸性組成物又は塩基性組成物と顆粒剤との均一な混合が容易であって、二酸化炭素を十分且つ均一に発生させることができます。

更に、文献1が開示するような、「水とゲル化剤（ポリビニルアルコール、カルボキシメチルセルロースナトリウム）を含む酸性組成物」（＝含水組成物）と「水とゲル化剤（ポリビニルアルコール）を含む塩基性組成物」（＝含水組成物）の組み合わせでは、酸及び炭酸塩の双方が、粘性のある含水組成物中で既に溶解した状態で存在しているため、両者が混合されると、混合後の組成物の保持能を超えた多量の二酸化炭素の気泡が直ちに発生し、その結果、大気に二酸化炭素が拡散されて、十分量の二酸化炭素を皮膚に浸透させることができなくなります。

これに対して、本願発明のように、「水及び増粘剤を含み、且つ特定の流動性を備える組成物」（＝含水組成物）と「顆粒剤」（＝固形製剤）とを混合するように設計していると、両者を混合した後に、顆粒剤中の酸及び／又は炭酸塩が当該組成物中に徐放されて水に溶解しますので、持続的に二酸化炭素を発生させることができます。つまり、本願発明では、持続的に二酸化炭素が発生できるように設計されており、粘性のある含水組成物（酸性組成物又は塩基性組成物）と顆粒剤との混合物から大量の二酸化炭素が持続的に皮膚に浸透し続けることが可能になっているのであります。」と主張している。

すなわち、含水粘性組成物と含水粘性組成物の組み合わせを開示した先行技術に対して、顆粒剤と含水粘性組成物の組み合わせに限定した上でその技術的優位点を主張している。

したがって、特許権者が出願手続において、「含水粘性組成物と含水粘性組成物」の組み合わせを意識的に除外しているものと解されることは明らかである。

したがって、特許第5164438号の技術的範囲を解釈する際に、均等論によって、含水性粘性組成物と含水性粘性組成物の組み合わせを技術的範囲に含むと解釈する余地はない。

ゆえに、イ号物件は特許第5164438号の技術範囲に属さない。

## 5. むすび

以上のとおり、イ号物件の構成は、特許第4589432号の構成要件、特許第4595058号の構成要件、特許第4659980号、特許第5164438号の構成要件のいずれも充足しないから、イ号物件はこれら特許発明の技術範囲に属しない。

よって、結論のとおり鑑定する。

平成26年9月25日

弁理士 紀田泰

